

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等

イラスト追加予定

I 成果目標

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し、第6期障害福祉計画の実績と地域の実情を勘案しつつ、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る令和8年度までの各成果目標・活動指標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 障害者支援施設から地域生活への移行者数

国の基本指針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域移行するように求められており、本計画においても、令和4年度末時点の施設入所者の573人の6%以上（34人）が地域生活へ移行することを目標とします。

② 施設入所者の削減

国の基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを求められており、本計画においても、令和4年度末時点の施設入所者数573人の5%以上（29人）を削減することとします。

上記の成果目標を達成するため、以下の成果目標を設定します。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
地域生活への移行者数（人）	2	10	11	11
R4年度末基準からの累計（人）	2	12	23	34

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
施設入所者の削減数（人）	2	9	9	9
施設入所者数（人）	571	562	553	544

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ② 精神病床における1年以上入院患者数
- ③ 精神病床における早期退院率

国の基本指針において、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価するための指標で、令和8年度における成果目標を設定することと示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、本市では、以下の活動指標で進捗管理を行います。

活動指標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加機関数合計(箇所)	10	13	13	13
保健	2	2	2	2
医療(精神科)	4	4	4	4
医療(精神科以外)	0	1	1	1
福祉	2	2	2	2
介護	1	1	1	1
当事者	0	1	1	1
家族	1	1	1	1
その他	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数(人)	2	3	4	5

活動指標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
精神障害者の地域定着支援利用者数(人)	0	1	2	3
精神障害者の共同生活援助利用者数(人)	111	121	132	144
精神障害者の自立生活援助利用者数(人)	0	0	1	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数 (人)【新】	8	8	9	9

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、令和8年度末までに、市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置や年一回以上運用状況を検証及び検討することが求められています。

本市では、自立支援協議会などの意見を踏まえ、地域生活支援拠点としてのあり方、地域資源との連携などについても併せて検証及び検討を実施しています。

また、新たに、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが求められています。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
地域生活支援拠点等				
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済	整備済	整備済
コーディネーターの配置【新】	—	検討	検討	整備済
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新】	—	検討	検討	整備済
運用状況の検証及び検討	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施

成果目標	R 5 (見込)	第 7 期		
		R 6	R 7	R 8
強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実				
支援ニーズの把握【新】	—	検討	検討	実施済
地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新】	—	検討	検討	整備済

4 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

国の基本指針では、令和 8 年度中に令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることが求められており、令和 3 年度の一般就労への移行実績（55 人）の 1.28 倍（71 人）以上が目標値となります。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値を超えているため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

また、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業について、それぞれの目標値もあわせて定めることが新たに求められており、本計画においてもこれに則り、以下のように目標設定を行います。

【就労移行支援事業】

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績（48 人）の 1.31 倍（63 人）以上が目標値となります。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値に迫る人数であるため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

また、国の基本指針においては、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが目標値とされています。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値を超えているため、実績を考慮し現状の維持を見込みます。

【就労継続支援】

就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績（4 人）の 1.29 倍（5 人）以上、就労継続支援 B 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績（2 人）の 1.28 倍（3 人）

以上が目標値となります。本計画においては、第6期の実績が国の設定する第7期の目標値を超えているため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業について、令和3年度の利用者数（48人）の1.41倍（68人）以上とすることを目標とします。

③ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針においては、就労定着支援事業の就労定着率について、令和8年度に、就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることが目標値とされています。本計画においては、第6期の実績が国の設定する第7期の目標値を超えているため、実績を考慮し現状の維持を見込みます。

成果目標		実績 (R 3)	R 5 (見込)	第7期		
				R 6	R 7	R 8
①福祉施設 からの就労 移行者数 (人)	全体	55 (※)	75	77	79	81
	うち、就労移行支援事業	48	60	62	64	66
	うち、就労継続支援A型	4	7	7	7	7
	うち、就労継続支援B型	2	8	8	8	8
就労移行支援事業所のうち、一般就労した者が5割以上の事業所が5割以上 【新】		—	6割以上	6割以上	6割以上	6割以上
②就労定着支援事業者の利用者数 (人)		48	41	48	58	68
③就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合が2割5分以上【新】		—	3割以上	3割以上	3割以上	3割以上

※ ①福祉施設からの就労移行者数のR3実績の全体数は就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型以外の福祉施設からの就労移行者を含む。

5 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針において、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上配置することが求められています。また、障害児の地域社会へのインクルージョンを推進するため、令和8年度末までに、全市町村において、推進する体制を構築することが求められています。

児童発達支援センターについては、すでに市内で2か所（令和5年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。インクルージョンを推進する体制構築については、保育所や学校などの関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組みます。

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は市内で1か所（令和5年度時点）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスは市内で6か所（令和5年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、達成済みとなっています。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

関係機関の協議の場については、本市においては「地域自立支援協議会子ども部会」において医療的ケア児支援のための協議も実施しているため、設置済みとなっています。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、引き続き関係機関との協議を進め、配置の取組を進めます。

成果目標	実績（R5）	第7期		
		R6	R7	R8
児童発達支援センターの設置	設置済	設置済		
インクルージョンを推進する体制の構築【新】	—	整備済		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（箇所）	1	1	2	2
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	6	6	7	8
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	0	0	1	1

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが求められています。

本市においては、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所の研修を充実させるなどの人材育成を実施し、すでに市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

成果目標	R5	第7期
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	整備済	整備済
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新】	整備済	整備済

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新】	2	2	2	2
参加事業者・機関数【新】	20	20	20	20
協議会の専門部会の設置数【新】	10	9	9	10
協議会の専門部会の実施回数【新】	20	18	18	20

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを求められています。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
都道府県等が実施する研修への本市職員の参加人数(人)	40	45	50	55
審査結果について共有する体制	整備済	整備済	整備済	整備済
審査結果について共有する回数(回)	1	1	1	1
指導監査結果について共有する体制	整備済	整備済	整備済	整備済
指導監査結果について共有する回数(回)	1	1	1	1

II 障害福祉サービス等の見込み量

◆ 基本視点

指定障害福祉サービス等について、第6期障害福祉計画の実績値や利用ニーズに応じた目標値としていきます。手帳所持者数は身体障害で減少傾向にあります。障害種別によってはサービスの利用に手帳所持が必須とはされていないこと及びサービス供給が増えていることから、手帳所持者数とは連動するものではなく、サービス利用量は年々増加しています。

I 訪問系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
訪問系サービス（合計）	利用者数（人/月）	960	976	992
	延べ時間（時間/月）	26,312	26,802	27,313
① 居宅介護	利用者数（人/月）	777	785	793
	延べ時間（時間/月）	12,112	12,355	12,603
② 重度訪問介護	利用者数（人/月）	51	53	55
	延べ時間（時間/月）	11,526	11,641	11,757
③ 同行援護	利用者数（人/月）	106	108	110
	延べ時間（時間/月）	1,993	2,030	2,068
④ 行動援護	利用者数（人/月）	26	30	34
	延べ時間（時間/月）	681	776	885
⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0
	延べ時間（時間/月）	0	0	0

◆ サービス見込量における推計方法

- ① 居宅介護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。
- ② 重度訪問介護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。
- ③ 行動援護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。

④ 同行援護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。

⑤ 重度障害者等包括支援：市内に事業所がないため、ゼロを見込みます。

2 日中活動系サービス

内容	単位	第7期見込			
		R6	R7	R8	
① 生活介護	利用者数（人/月）	1,289	1,302	1,315	
	延べ日数（人日/月）	25,767	26,025	26,285	
② 自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	12	13	14	
	延べ日数（人日/月）	218	237	255	
③ 自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	17	18	19	
	延べ日数（人日/月）	325	344	363	
④ 就労移行支援	利用者数（人/月）	114	130	148	
	延べ日数（人日/月）	2,065	2,354	2,684	
⑤ 就労継続支援 A 型	利用者数（人/月）	259	282	308	
	延べ日数（人日/月）	5,152	5,616	6,122	
⑥ 就労継続支援 B 型	利用者数（人/月）	1,233	1,282	1,334	
	延べ日数（人日/月）	22,338	23,232	24,161	
⑦ 就労定着支援	利用者数（人/月）	48	58	68	
⑧ 就労選択支援【新】	利用者数（人/月）	—	10	10	
⑨ 療養介護	利用者数（人/月）	95	95	95	
⑩ 短期入所	（福祉型）	利用者数（人/月）	281	303	327
		延べ日数（人日/月）	1,350	1,391	1,433
		利用者数（人/月）	20	20	20

内容		単位	第7期見込		
			R6	R7	R8
	(医療型)	延べ日数(人日/月)	90	90	90

◆サービス見込量における推計方法

- ① 生活介護：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ② 自立訓練（機能訓練）：利用ニーズを見込み、利用者数・利用日数の微増を見込みます。
- ③ 自立訓練（生活訓練）：利用ニーズを見込み、利用者数・利用日数の微増を見込みます。
- ④ 就労移行支援：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ⑤ 就労継続支援（A型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ⑥ 就労継続支援（B型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。

施策として福祉的就労から一般就労への移行を促進することから利用者の減が見込まれるが、一般就労中であっても就労系障害福祉サービスの併用が可能となることによる増が見込まれるため、従前と同等の割合の増加を見込みます。

サービス提供量（定員数）が需要（利用者数）を満たしていますが、市内の事業所数は増加傾向で推移しています。市内事業所の定員数の合計が利用者数を大きく上回り、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。

- ⑦ 就労定着支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ⑧ 就労選択支援：新規サービスであり、現時点では、R7年10月1日からの制度創設が検討されています。
- ⑨ 療養介護：市内の事業所がほぼ満床状態であるため、現状維持とします。
- ⑩ 短期入所
 - ・ 短期入所（福祉型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
 - ・ 短期入所（医療型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。

3 居住系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 共同生活援助	利用者数（人/月）	464	506	552
② 施設入所支援	利用者数（人/月）	562	553	544
③ 宿泊型自立訓練	利用者数（人/月）	3	3	4
④ 自立生活援助	利用者数（人/月）	0	1	2

◆サービス見込量における推計方法

- ① 共同生活援助：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 施設入所支援：成果目標を考慮し、利用者数の微減を見込みます。
- ③ 宿泊型自立訓練：利用ニーズを考慮し、利用者数の微増を見込みます。
- ④ 自立生活援助：利用ニーズを考慮し、利用者数の微増を見込みます。

4 相談支援

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 計画相談支援	利用者数（人/月）	933	980	1,029
② 地域移行支援	利用者数（人/月）	3	4	6
③ 地域定着支援	利用者数（人/月）	3	4	6

◆サービス見込量における推計方法

- ① 計画相談支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 地域移行支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ③ 地域定着支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。

5 児童系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 児童発達支援	利用者数（人/月）	419	461	507
	延べ日数（人日/月）	4,058	4,464	4,910
② 放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	1,351	1,446	1,547
	延べ日数（人日/月）	14,861	15,906	18,873
③ 保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	113	129	147
	延べ日数（人日/月）	271	309	352
④ 居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	5	6	7
	延べ日数（人日/月）	19	23	27
⑤ 障害児相談支援	利用者数（人/月）	296	311	327

◆サービス見込量における推計方法

- ① 児童発達支援：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 放課後等デイサービス：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ③ 保育所等訪問支援：成果目標であるインクルージョンを推進する体制構築を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ④ 居宅訪問型児童発達支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ⑤ 障害児相談支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

Ⅲ 地域生活支援事業の見込み量

内容	単 位	第7期見込		
		R 6	R 7	R 8
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込箇所数	5	5	5
	実利用者数	7,300	7,400	7,500
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討
(6) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	1,300	1,400	1,500
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣	実利用者数	120	120	120
③ 手話通訳者設置事業	実設置見込者数	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業				
合計 (①～⑥)	給付件数	13,313	13,464	13,512
①介護・訓練支援用具	給付件数	39	41	43
②自立生活支援用具	給付件数	86	94	95
③在宅療養等支援用具	給付件数	94	94	103

内 容	単 位	第7期見込		
		R 6	R 7	R 8
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	153	159	152
⑤排泄管理支援用具	給付件数	12,925	13,060	13,102
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数	16	16	17
(8) 意思疎通支援者養成研修事業				
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数	16	16	16
②手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数	13	13	13
③盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	実養成講習修了者数	1	1	1
④失語症者向け意思疎通支援者養成事業	実養成講習修了者数	1	1	1
(9) 移動支援事業	延べ利用者数	340	350	361
	延べ利用時間数	4,479	4,613	4,752
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	6	8	10
	実利用者数	220	260	300
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	2	2	2
(12) その他実施する事業				
①障害者就業促進・安定化事業	実施の有無	有	有	有
②福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	3
	実利用者数	11	11	11
③訪問入浴サービス事業	実施箇所数	5	5	5
	実利用者数	12	14	16
④日中一時支援事業				

内容		単位	第7期見込		
			R6	R7	R8
	日中短期入所事業	実施箇所数	16	17	18
		実利用者数	60	65	70
	タイムケア事業	実施箇所数	8	8	8
		実利用者数	214	214	214
	⑤障害者小規模通所支援事業	実施の有無	有	有	有
	⑥スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	利用者数	400	400	400
	⑦文化芸術活動振興事業	利用者数	100	100	100
	⑧自動車運転免許取得・改造助成事業	利用件数	28	28	28
	⑨知的障害者・障害児社会参加助成事業	実施箇所数	3	3	3
	⑩リフトバス利用者助成事業	利用件数	5	6	6
	⑪障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有

◆サービス見込量における推計方法

(1) 理解促進研修・啓発事業：継続的に実施します。

(2) 自発的活動支援事業：継続的に実施します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

- ・ 実施見込箇所数：継続的に実施します。
- ・ 実利用者数：第6期計画における実績を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ・ 基幹相談支援センター設置の有無：継続的に実施します。

- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業：継続的に実施します。
- (4) 成年後見制度利用支援事業：第6期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業：実施に向けて受託者との協議を進めます。
- (6) 意思疎通支援事業
 - ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業：第6期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
 - ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業：第6期計画における実績を考慮し、実利用件数を見込みます。
 - ③ 手話通訳者設置事業：第6期計画における実績を考慮し、設置者数を見込みます。
- (7) 日常生活用具給付等事業
 - ①～⑥ 日常生活用具給付等事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- (8) 意思疎通支援者養成研修事業
 - ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
 - ② 手話奉仕員養成研修事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
 - ③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
 - ④ 失語症者向け意思疎通支援者養成事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
- (9) 移動支援事業：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。
- (10) 地域活動支援センター事業：利用ニーズがあるため、利用者数の増加を見込みます。
- (11) 障害児等療育支援事業：第6期計画実績の実施箇所数を維持します。
- (12) その他実施する事業
 - ① 障害者就業促進・安定化事業：継続的に実施します。
 - ② 福祉ホーム事業：第6期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を見込みます。
 - ③ 訪問入浴サービス事業：第6期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を見込みます。
 - ④ 日中一時支援事業
 - ・ 日中短期入所事業：利用ニーズがあるため、利用者数の増加を見込みます。

- ・ タイムケア事業：放課後等デイサービスの支給量変更の影響を考慮し、現状維持とします。
- ⑤ 障害者小規模通所支援事業：継続的に実施します。
- ⑥ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ⑦ 文化芸術活動振興事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ⑨ 知的障害者・障害児社会参加助成事業：第6期計画における実績を考慮し、実施個所数を見込みます。
- ⑩ リフトバス利用者助成事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- ⑪ 障害者虐待防止対策支援事業：継続的に実施します。